

Q15 労働組合ってどんなものですか？

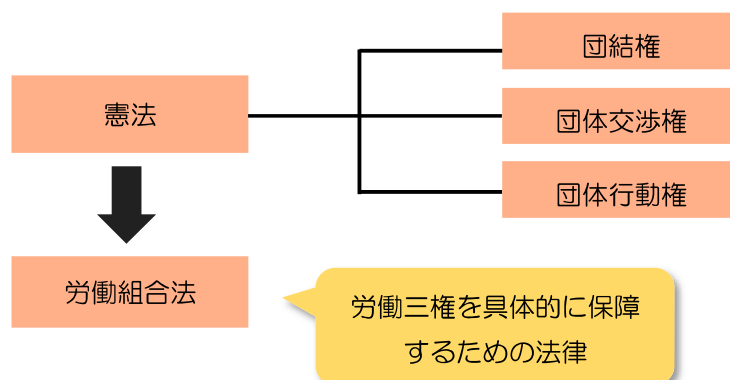
労働組合とは、労働条件の維持や改善等を目的として、労働者が主体となって結成する団体です。憲法では、労働者が対等な立場で使用者と交渉することができるように、労働者が労働組合を結成し、交渉する権利を保障しています。

労働組合は、団体交渉を通じて組合員の労働条件などについて「使用者と対等の立場に立って交渉・協議する」ことができます。

▶ 労働三権

- **団結権**…労働者が会社と対等な立場で話し合うために、団結する権利
- **団体交渉権**…労働組合などの団体が会社と労働条件などを交渉できる権利
- **団体行動権**…労働者が要求実現のため団体でストライキなどを行う権利

▶ **労働組合法**は、労働三権を具体的に保障するために定められた法律です。



労働組合ってどうすれば作れるの？

労働組合は、労働者が2人以上集まれば、いつでも自由に結成することができます。行政機関への届出や使用者の承認は要りません。

また、企業内で結成される労働組合とは別に、企業の枠を超え、個人(1人)でも加入できる労働組合もあります。

詳しく知りたい人は、こちらを参考にしてください！

「労働組合のいろは」(大阪府ホームページ)

